

平成27年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年9月1日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成27年9月1日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第46号 | 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第47号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第48号 | 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第49号 | 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第50号 | 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議
決について |
| 日程第 8 | 議案第51号 | 平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算(第1号)の議決について |
| 日程第 9 | 議案第52号 | 平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算(第1号)の議決について |
| 日程第10 | 議案第53号 | 平成27年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)
の議決について |
| 日程第11 | 議案第54号 | 平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)
の議決について |
| 日程第12 | 議案第55号 | 平成26年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて |
| 日程第13 | 議案第56号 | 平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入
歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第57号 | 平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳
入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第58号 | 平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第59号 | 平成26年度尾鷲市病院事業会計決算の認定につい
て |

- 日程第 17 議案第 60 号 平成 26 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
(提案説明、審議留保)
- 日程第 18 議案第 61 号 尾鷲市教育委員会委員の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 21 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 22 報告第 7 号 平成 26 年度健全化判断比率及び平成 26 年度資金不足比率の報告について
- 日程第 23 報告第 8 号 公益財団法人尾鷲文化振興会の平成 26 年度事業報告及び決算について
(報告、質疑)

○出席議員（12名）

1 番 真 井 紀 夫 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 中 平 隆 夫 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 小 川 公 明 議員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議員
8 番 南 靖 久 議員	9 番 榎 本 隆 吉 議員
10 番 高 村 泰 徳 議員	11 番 奥 田 尚 佳 議員
12 番 三 鬼 孝 之 議員	13 番 村 田 幸 隆 議員

○欠席議員（1名）

7 番 三 鬼 和 昭 議員

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君

市長公室長
 総務課長
 財政課長
 防災危機管理室長
 税務課長
 市民サービス課長
 福祉保健課長
 環境課長
 水産商工食のまち課長
 木のまち推進課長
 建設課長
 水道部長
 尾鷲総合病院事務長
 尾鷲総合病院総務課長兼医事課長
 教育委員長職務代理
 教育長
 教育委員会教育総務課長
 教育委員会生涯学習課長
 教育委員会学校教育担当調整監
 監査委員
 監査委員事務局長

北村琢磨君
 下村新吾君
 宇利崇君
 大和勝浩君
 大川勝之君
 濱田一志君
 三鬼望君
 仲浩紀君
 野地敬史君
 内山真杉君
 更谷哲也君
 尾上廣宣君
 内山洋輔君
 竹平專作君
 千種良子君
 二村直司君
 佐野憲司君
 芝山有朋君
 山本樹君
 千種伯行君
 深瀬由佳子君

○議会事務局職員出席者

事務局長
 事務局次長兼議事・調査係長
 議事・調査係書記

内山雅善
 岩本功
 松永佳久

[開会 午前 9時59分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより平成27年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長（岩田昭人君）登壇]

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成27年第3回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」を初めとする議案16件と、「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問が3件、「平成26年度健全化判断比率及び平成26年度資金不足比率の報告について」の報告2件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、7番、三鬼和昭議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、8番、南靖久議員、9番、榎本隆吉議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から9月28日までの28日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日

までの28日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第46号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」から日程第17、議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計15議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました15議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成27年第3回定例会の開会に当たり、提案についての御説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、地方創生に向けた取り組みであります。

本市では、人口減少の課題に取り組み、地域の自立的な活性化を目指すための5カ年計画である尾鷲市版総合戦略の策定に向け取り組んでおります。

総合戦略の策定については、全庁横断的な体制をとるため、関係課で構成する尾鷲市まち・ひと・しごと創生推進本部を設置し、人口減少の克服と地域の持続的な活性化に向け、取り組んでいるところであります。

さらに、総合戦略の策定を効果的に推進していくため、三重大学社会研究センター社会連携特任教授の松井純さんを座長とした産業、教育、金融、労働、メディア、市民の外部有識者13名で構成する尾鷲市地方創生会議において、その方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の皆様の御意見をいただいております。

また、市職員係長級で構成する作業部会では、尾鷲市地方創生会議から一部の委員の方々も御参加いただき、行政だけでなく戦略策定の段階から外部の方の御意見をより広く反映させる体制をとっております。

現時点での本市総合戦略案におきましては、国の基本目標を勘案し、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するの4本柱による構成を考えております。

これらの4本柱は、それぞれ単独で行うのではなく、地方創生の最大のテーマである人口減少問題の克服に向け、それぞれが連動することによって仕事がつく

られ、それが人を呼び、さらに人が仕事を呼び込む好循環が確立されれば、まちには活力があふれることになり、そのことから人々が安心して働き、希望どおり結婚し、子供を産み育てることができる地域社会が実現可能になると考えております。

今後、議員の皆様、地方創生会議委員の皆様の御意見や御提案をいただくとともに、市民の皆様にパブリックコメントという形で広く意見をいただきながら、10月末日完成を目標に策定に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、総合戦略策定に先立ちまして、地方創生における国の交付金を活用した9事業を本定例会に補正予算計上させていただいております。

次に、食のまちづくりについてであります。

昨年度策定いたしました尾鷲市「食」のまちづくり基本計画におきましては、町なかへの誘客につながるソフト事業の仕組みづくりを一つのポイントとして掲げております。

一昨年より尾鷲商工会議所と市内の飲食店等が中心となって取り組む尾鷲旬のコツまみバル事業は、徒歩圏内に飲食店等が集積、点在する立地条件などにより、尾鷲らしさを生かした取り組みとして消費者の支持を得ております。

この仕組みを生かしつつ、新たな視点での活性化の手法を研究し、観光資源との連携による誘客の仕組みづくりを立案、実施することが町なかへの誘客につながり、食のまちづくりの取り組みを進める上で有効であると考えております。

今回、地方創生における国の交付金を活用して、食の産業開発促進事業補助金を創設し、尾鷲旬のコツまみバル事業をさらに発展、進化させていくために専門家等を交えた尾鷲の食材を活用したバルメニューの開発を行っていききたいと考えております。

加えて、新たなイベント等の事業立案、また、バルをキーワードとしたまちづくりに活用していくためのシンボルフラッグやロゴマークなどのデザイン等の事業について、尾鷲商工会議所に助成を行い、飲食、物販、食品製造業等への波及効果につなげていくとともに、事業者や関係団体と連携し、官民一体となって食をテーマとしたまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、水産業の振興事業についてであります。

尾鷲市「食」のまちづくり基本計画における食で攻める取り組みとして、水産物の高付加価値化や流通促進、商品開発等を進めております。

本市の魚類養殖は、ハマチ養殖で発展してきましたが、その後マダイ養殖への

転換が進み、現在では県下有数の養殖マダイの産地となっております。しかし、近年、全国的なマダイ生産の増加に伴い浜値が低迷し、新たな養殖対象魚種を模索の中でトラフグ、シマアジ等の養殖が進められておりますが、新魚種養殖は技術的、経営的にも課題が多く、魚類養殖の生産は伸び悩んでいる状況にあります。

そのような中において、マハタは天然物の漁獲量が少なく、透明感のある美しい白身は極めて美味との評価も高いことから、高値で取引される高級魚であり、市場競争力のある新しい養殖対象魚として量産化が進められているとともに、種苗生産技術の向上やワクチンの開発によって養殖の生産量も安定している状況にあります。

本市では、これまで新しい養殖魚種の開発を目的にマハタの試験養殖に取り組み、試験事業で得られた技術的な知見等については、マハタ養殖の手引として取りまとめ、養殖技術の普及に努める一方で、おわせマハタ協議会などにおいて、地域内外へのマハタの知名度向上等に取り組んできたところであります。

これらを受けて、今般、地方創生における国の交付金を活用し、尾鷲市海面養殖振興協議会が主体となって取り組む、地域産品を有効活用したおわせマハタブランド化事業に対し助成を行うとともに、水産関係団体、大学等の研究機関及び行政が連携し、地域産品を添加したオリジナル飼料や新たなレシピの開発に取り組むことにより、新たな販路拡大と流通促進を促し、おわせマハタのブランド強化を図ってまいります。

また、東紀州地域で養殖が開始されているヒロメにつきましては、本市においても大曾根・早田・古江地区では、漁協、漁業者、県、市の連携のもとヒロメの試験養殖に取り組み、新たに藻類養殖の区画漁業権を取得し、ヒロメの本格的な養殖生産と特産品化を目指すなど、新たな取り組みが始まっております。

加えて、本市並びに紀北町の生産者、漁協、県と市の行政機関で組織される東紀州ヒロメ養殖協議会は、これまで養殖、加工、保存技術の向上のため共同で取り組んできた結果、一定の技術水準に達し体制は整いつつある一方で、ヒロメの知名度の向上、販路の拡大が課題となっております。

そこで、今回、本市と紀北町において、地方創生における国の交付金を活用し、東紀州ヒロメ養殖協議会補助金を創設し、協議会が実施する東紀州ヒロメの魅力発信に向けた活動や商品開発等に取り組むとともに、都市部での展示会場等への出展など販売促進を実践する事業等について支援を行ってまいります。

今後は、市内の他地区においても、藻類養殖を希望する漁業者への技術的支援

を行うとともに、さらなる養殖技術の向上のために引き続き漁業者と共同で試験に取り組み、技術普及に努めてまいります。

次に、商工振興についてであります。

ヤーヤ便事業につきましては、7年目を迎え、本年度もふるさと納税者にヤーヤ便を返礼品として贈る取り組みも含め、大変人気となっております。

本年度は、新たに三重テラスやテラスゲート土岐でのPRを行うとともに、テレビ放送や多数の新聞等でも掲載していただき、新規申し込みがふえるとともにリピーターからの申し込みも過去最高の877件となり、結果として夏便の申込件数が前年比46%アップの2,748件と過去最高の実績となりました。

このことについては、これまでの地道なPRや情報発信活動に加え、地域のすぐれた特産品とともに、その生産者、風土やイベント等を掲載した地域情報紙も加えて、丸ごとお届けするという企画の趣旨が受け入れられたことも一因であると考えており、今後とも関係団体及び事業者と地域一体で取り組んでまいります。

次に、地域商品券発行補助金につきましては、市内消費喚起につなげるとともに、ストロー現象と呼ばれる都市部への消費流出などによる市内経済への影響対応策として、地方創生における国の交付金を活用し尾鷲商工会議所に商品券発行の助成を行った上で、関係団体と連携しながら取り組んでおります。

今回の地域商品券では尾鷲商工会議所において、10%のプレミアムつきつばき振興券を総額2億7,500万円、2万5,000冊を発行し、参加店舗数も208店舗と前年を上回る店舗数となっております。

7月25日には、子育て世帯向けの先行販売を行い、679名の方に3,136冊を販売しました。また、市内全域でお求めいただけるよう各コミュニティセンターでの予約販売を含め7月27日から一般販売を開始し、大変好評をいただいた結果、8月26日には完売いたしました。

今回のつばき振興券につきましては、実行委員会の独自の取り組みといたしまして、総額100万円相当の商品が購入者300人に当たるお楽しみ抽せん会の開催が来年2月に予定されております。

また、尾鷲よいとこスタンプ会におきましては、商品券の取り組みに絡めて、同会加盟のつばき振興券参加店48店において買い物をされたお客様を対象につばきマル得抽せん会の開催が10月と来年の2月に予定されており、この機会に御活用いただきたいと思います。

次に、地方創生における国の交付金を活用した観光振興についてであります。

来年5月の伊勢志摩サミット等も見据え、外国人旅行者に向けて地域消費喚起策として、ホームページや尾鷲観光マップ等を多言語化することによって、外国人旅行者に対する本市の観光資源等の情報発信機能を強化してまいります。

また、情報発信力のあるメディア関係者等に対して、本市をめぐるモニターツアーを開催し、本市の観光資源を体感してもらうことによって、新たな情報発信を行っていただき、観光入り込み客の増加などを図ってまいります。

次に、おわせ港まつりについてであります。

去る8月1日に第65回おわせ港まつりが市民参加型イベントとして、わがらのまちの花火、わがらで打ち上げようをキャッチフレーズに開催されました。

当日は、魚市場でイタダキ市や魚つかみ大会及び伝統のカッター大会が開催され、特設ステージではソーラン踊りやフラダンスチームを初め、今年の尾鷲節コンクール優勝者の細川澄美枝さん、尾鷲節保存会、坂東流柳蛙会による尾鷲節やロックジャムと尾鷲節保存会こども太鼓による太鼓饗宴など多彩な催しが行われました。

クライマックスの海上花火大会では、尾鷲港ならではの迫力ある花火が夜空を彩り、市民並びに来訪者の皆様にも御満足いただけたものと思っております。

開催に当たり、御支援、御協力を賜りましたおわせ港まつり実行委員会、ごみナビゲート等のボランティア及び市民の皆様には、改めて敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。

次に、秋のイベントについてであります。

まずは、10月18日に市内外の方々にみえ尾鷲海洋深層水に親しんでいただくイベントとして、市内のアクアステーションにおいて、みえ尾鷲海洋深層水、深層水フェスタ2015が開催されます。

このイベントでは、中庭の海洋深層水タッチプールで行われる魚のつかみ取りを初め、足湯体験や海洋深層水クイズ、地元アクアサポート古江の皆様による魚御飯やぜんざい等の振る舞いなど盛りだくさんの内容で開催されます。ぜひこの機会に、みえ尾鷲海洋深層水に親しみながら楽しんでいただきたいと思います。

次に、11月7日には、市内の水産業関係者などで組織される尾鷲港産地協議会の主催により、魚食普及を図る目的として、おいしい魚をもっと身近に感じてもらうため、第5回おわせ魚まつりが尾鷲魚市場で開催されます。当日は、お刺身や大敷汁、干物などさまざまな魚介類が味わえる試食コーナーや競り体験等が開催されるとともに、事前公募のイベントとして定置網漁業体験や養殖業体験、

干物づくり体験、タイの三枚おろし教室などが予定されております。大変盛りだくさんのイベント内容で開催されますので、ぜひ御来場ください。

次に、今回で第30回の記念大会を迎える全国尾鷲節コンクールが11月7日、8日の2日間にわたり開催されます。全国各地の皆様が自慢の歌声を披露されるとともに、第21回大会からの歴代優勝者によるチャンピオン大会も予定されております。

当日はさまざまなアトラクションなども盛り込まれ、また、会場付近では、本市の特産品を取りそろえた物産展も同時開催されますので、ぜひとも、市内外の多くの方に御来場をいただき、伝統ある尾鷲節のよさを改めて体感していただきたいと思っております。

また、11月21日、22日には、第12回おわせ海・山ツーデーウォークを、三重県立熊野古道センターをスタート、ゴールの会場として、世界遺産熊野古道の馬越峠と八鬼山越えを中心にこれまで同様、日本ウオーキング協会公認の6コースで開催いたします。本大会においては、全国からお越しいただいた皆様と市民の皆様との触れ合いが大きな魅力でもありますので、ぜひとも御参加をいただき、地元からの盛り上げと観光交流の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、林業振興についてであります。

森林環境創造事業につきましては、環境林としての整備計画に基づいた森林を対象としておりますが、現在、標準地調査を実施しており、この調査をもとに間伐事業の実施に向け準備を進めております。

事業実施によって適正に管理が行われた森林となることで、水源の涵養、土砂流出防止といった森林の持つ公益的な各機能が向上するだけでなく、林業生産活動の活性化につなげてまいります。

地方創生における国の交付金を活用した特別尾鷲産材活用促進事業につきましては、6月1日から7月17日までの間、募集を実施したところ1件の申し込みがあり審査の結果、募集要件を満たしていることから交付決定したところであります。

今後のスケジュールにつきましては、交付決定要件の一つである尾鷲ヒノキを使ったモデル住宅として展示会を2日間開催することとしており、施主、設計業者を含め十分な打ち合わせを行い、展示会開催に向け準備を進めてまいります。

さらに、尾鷲木材協同組合に協力を求め、組合所有の尾鷲ヒノキを使ったモデ

ル住宅を活用し、特別尾鷲産材活用促進事業による住宅の展示会との同時開催の準備も進めており、建築材としての尾鷲ヒノキの需要がより一層高まるようPRに努めてまいります。

また、来年5月に伊勢志摩サミットの開催が決定されたことに伴い、去る8月10日に知事に対し、紀北町との連名で首脳会議用テーブルに尾鷲ヒノキを使用させていただくよう要望書を提出したところであります。

本市といたしましても、高い評価と信頼を得ている尾鷲ヒノキを国内のみならず世界に向けPRしていく千載一遇の契機と捉え、地域一体となり推し進めていきたいと考えております。

次に、市有林事業についてであります。

市有林主伐事業につきましては、主伐計画に基づき、本年度もクチスポ地区において実施しているところであります。

事業実施によって主伐材が市場に流通することによる地元林業の活性化、主伐材を安定的に供給していく体制づくりとして林齢構成の平準化、森林の持つ水源涵養機能等といった公益的機能の確保、維持の三つの便益が得られるものと考えております。契約につきましては先月に締結しており、現在は施業地での主伐木の伐採、搬出の準備を進めているところであります。

また、主伐実施における新たな取り組みとして、市場へ尾鷲ヒノキを安定供給するという主伐計画の趣旨を前提に、立木を直接売り払う市有林直接売払事業を計画いたしました。この事業におきましては、事業実施箇所の選定や実施方法について慎重に検討を重ねてきた結果、本定例会に補正予算計上させていただいており、詳細につきましては、所管の委員会にて御説明させていただきます。

次に、農業振興についてであります。

天満地区農地におきまして、中山間地域に位置し農業生産条件が不利となっていることから、これを支援するため5年間の協定期間を締結し、昨年まで第3期中山間地域等直接支払事業を実施してまいりましたが、当該地区からの強い要望を受け、本年度から平成31年度までの5カ年の集落協定を新たに締結し、第4期中山間地域等直接支払事業をスタートいたしました。これにより、天満地区での農地の保全や農業生産の支援を図りながら農業の持つ多面的機能の確保に努めてまいります。

次に、獣害対策であります。

獣害パトロール員による見回りや追い払いにつきましては、被害多発地域にお

いて一定の成果が出ていることから、引き続き継続してまいります。

また、獣害被害が多発している地区において、追い払いだけでは対応し切れないこともあり、本年度から三重県猟友会尾鷲支部の協力のもと、ニホンザル捕獲奨励金制度に加え、イノシシ並びにニホンジカにおいても国の有害鳥獣緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲に対する報奨金を設けているところであります。

先月末現在、有害鳥獣に指定しているニホンザルについては12頭、イノシシ28頭、ニホンジカにおきましては予算枠上限の120頭が既に捕獲されているところであり、積極的な頭数調整が図られているところであります。

次に、昨年から、地域におけるより望ましい学校のあり方について検討を進めている三木小学校、三木里小学校につきましては、既に御報告しておりますように両校が統合された新しい学校を目指す新しい学校づくり準備会において、自然や活力を生かし、地域とともにつくるコミュニティスクールづくりが提案されるとともに両地区からの参加者間における密接な協働関係が構築され、新しい学校づくりを支えていく体制もつくられてきております。

また、去る7月28日には、賀田小学校の保護者を対象に教育懇談会を開き、現在の同校における教育の現状とこれに関する要望や意見をお聞きしました。この中でも、小規模校に対する不満や不都合などの意見はなく、むしろ小規模校ならではのきめ細かい指導や学校全体が家族的であることなどのよさが言われておりました。これらを受けて、教育委員会では尾鷲市立小中学校の配置計画の再検討を進めてきておりますので、その内容を本定例会の所管の委員会におきまして御報告させていただきます。

次に、おわせっこ共育フェスティバルについてであります。

共育フェスティバルはことしで3回目を迎え、11月27日にせぎやまホールで開催いたします。

共育フェスティバルは、子供たちが見合い、聞き合う、学びの場として、また、子供たちの自信や意欲につながる体験の場として定着してきております。今回は、尾鷲小学校、矢浜小学校、三木小学校、輪内中学校の4校が発表を予定しております。また、4校の発表に加え、特別企画として中学生によるビブリオバトルの実施を計画しております。

ビブリオバトルとは、発表参加者が読んでおもしろいと思った本を持ち寄り、各自が5分間その本の紹介を行った後、どの本を一番読みたくなったかを決める本の紹介コミュニケーションゲームです。

読書への関心を高めながら、子供たち同士のコミュニケーションを活性化させ、互いの結びつきを深める活動として注目しております。

保護者や地域の皆様方にもぜひ御来場いただき、おわせ人として次代を担う子供たちに励ましの御声援を送っていただきたいと思います。

次に、学校における図書活動の推進についてであります。

本年度、小中学校における図書購入費を大幅に増額し、各校の蔵書の充実を図るとともに、本市独自に図書館司書2名を雇用し、児童・生徒が利用しやすい学校図書館の環境整備を図っております。

7月には、NPO法人絵本による街づくりの会理事で、今・昔語り部として活動されている禅定正世さんによる本についての語りを尾鷲中学校、輪内中学校、賀田小学校の3校において実施し、好評を博しました。

10月には外部講師を招聘し、小中学校の図書担当や司書を対象にした研修会を開催する予定であります。

さらに読書への関心を高め、子供たち同士のコミュニケーションを活性化させ、互いのつながりを深めることを目的に尾鷲中学校及び輪内中学校の生徒を対象として、皇學館大学准教授の岡野裕行さんの指導によるビブリオバトルの講座開催を予定しております。

また、市内の全児童・生徒に市立図書館の個人貸し出しカードを作成してもらうことで市立図書館をより身近に感じてもらい、さらなる利用向上につなげる取り組みも実施しております。読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと捉え、今後とも活動を推進してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

本市では、昨年度から市民との協議の場づくりとして、尾鷲子育てまちづくり座談会を実施するとともに、地域での見守りや自然などの強みを生かした子育てしたいまちづくりと弱みを補い、子育て環境を整える子育てしやすいまちづくりを進めております。

今回、これまでに子育てまちづくり座談会等で議論された課題を解決していくため、地方創生に係る国の交付金を活用し、見守り子育て推進事業、本読み子育て推進事業、わんぱく子育て×尾鷲学魅力発信事業を行いたいと考えております。

今後、これらの事業を進める中で、さまざまな立場の市民の皆様とともに、地域全体での見守り、子育てに関連する組織、団体の連携強化を図ってまいります。

一方、尾鷲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、学校教育、保育を初め延長保育などの特別保育事業や放課後児童クラブ、乳児訪問や養育支援など、保護者のニーズに合わせたさまざまな子育て支援にも取り組んでおります。

加えて、地方創生に係る国の交付金利用による子育て支援として、多くの子育て世帯に御利用いただいたプレミアムつき商品券の購入補助のほか、既に11世帯が対象となった第3子が生まれた世帯に対する2年間にわたる紙おむつ購入助成、小学生全員を対象とした歯科検診とフッ素塗布事業のほか、妊娠を望む夫婦への特定不妊治療費補助事業、任意の予防接種についての全額助成、さらには子ども医療費助成の対象を中学生の入院に拡大するなど、一層の子育て支援に取り組んでおり、今後もみんなが子供を育み、心豊かに暮らせるまちに向けた施策を進めるとともに、子育てしたいまちづくり、子育てしやすいまちづくりを促進してまいります。

次に、津波浸水域に立地している尾鷲第三保育園及び矢浜保育園の安全な場所への移転や尾鷲第四保育園の耐震化につきましては、尾鷲市保育所整備基本計画に基づき進めているところであります。

現在、建設中の矢浜保育園につきましては、第4回臨時会において変更契約を認めていただいたことにより順調に建設を進めており、今後も一日も早い安全安心な保育環境の整備を進めてまいります。

次に、防災訓練についてであります。

去る8月30日に予定しておりました尾鷲市防災訓練は、自分の命は自分で守る自助、ともに協力して助け合う共助の防災意識が極めて重要であることを鑑み、2部構成によって開催する予定でありましたが、大雨注意報が発令中であったため中止とさせていただきます。

本日9月1日は防災の日に制定されていることでもあり、改めて自助、共助の防災意識が極めて重要であることを市民の皆様には十分認識していただきたいと考えております。

また、9月27日は、今回の訓練目的であった防災意識醸成に加え、尾鷲消防署職員や地元消防団員を含めた関係機関との連携強化を図るため、小規模特別養護老人ホームあかつき付近で火災が発生したと想定する尾鷲市消防団、尾鷲消防署合同訓練を予定しております。今後も、消防団、消防署との連携強化を図るだけでなく、地域住民への防災・減災意識向上のため、年に数回このような実践に即した訓練を計画していきたいと考えております。

次に、都市基盤整備についてであります。

まず、都市計画道路尾鷲港新田線につきましては、折橋墓地付近の未開通区間が県で事業化されることとなり、今年度につきましては測量及び調査設計が実施されております。

この尾鷲港新田線は、避難用道路としての機能はもとより、光ヶ丘地区の広域防災拠点と尾鷲港港湾計画に基づき、耐震整備された第4岸壁とを結ぶ緊急時の物資輸送道路としても大変重要な幹線道路でありますので、早期完成に向け県と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、橋梁の整備につきましては、平成24年度に所管橋梁の点検を行い、利用頻度、危険度等を分析し、優先順位等を定めた尾鷲市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、順次整備を行っているところであります。

本年度は計画に従い、老朽化が著しく、耐震化されていない尾鷲神社前の宮前橋のかけかえ工事を進めているところであり、このたび新しい宮前橋が完成し、去る8月11日から供用開始いたしました。これによって、生活道路としての機能の向上とともに、地震など非常時における付近住民の緊急避難用の経路が確保されたと考えております。なお、古い宮前橋については、渇水期の12月に撤去を行い、全ての工事が完了する予定であります。

今後も、市民の安全安心なまちづくりのため、市内橋梁の耐震化に向けて順次取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮減を図るための水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、平成25年度より須賀利漁港機能保全工事に着手し、第二貝殻防波堤及び市場前物揚げ場の機能保全工事を行っているところであります。

これまで、第二貝殻防波堤の本体取り付け部の空洞化対策工事、市場前物揚げ場の東側、延長100メートル、西側、延長217メートルの上部工及び鋼矢板の機能保全工事の施工を終えたところであります。

また、平成27年度須賀利漁港機能保全工事につきましては、市場前物揚げ場の第3期工事を来月上旬に着工予定であり、今後も引き続き、機能保全計画に基づく各漁港施設の保全工事を順次実施してまいります。

次に、高齢者保健福祉についてであります。

介護保険法の改正に伴い、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続ける

ための介護、医療、生活支援、介護予防の充実による地域包括ケアシステムの構築が求められる中、本市におきましても、尾鷲市高齢者保健福祉計画に掲げる地域包括ケアシステムの構築と日常生活支援総合事業の実施に向け、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと協働で仕組みづくりを進めております。

中でも、要支援1及び2の方に対する訪問介護及び通所介護が、介護保険給付から本市の地域支援事業に完全移行される平成29年度に向け、そのサービスの担い手となる介護事業所等との協議、連携を進めているところであります。

また、高齢者の集いの場として開催するサロンについても、林町会館において10月に第1回の試行を行うなど着実な取り組みを進めてまいります。

次に、健康づくりについてであります。

本市では、尾鷲市健康増進計画に掲げる生活習慣病、メンタルヘルス、お口の健康、喫煙の健康課題とその取り組み方法について、医師会、歯科医師会、老人クラブ連合会、連合婦人会、食生活改善推進協議会等の連携団体と健康づくり推進員及び市で構成する尾鷲市健康増進の会、通称「Owase HAPPY」によって取り組みを進めており、その内容を広く市民に普及啓発する目的で11月15日に「健康HAPPY DAY」を開催します。

これは、健康増進事業のみならず、生活習慣病予防及びロコモティブシンドローム予防における食の普及啓発や子供の歯の健康を考えたおやつ提案など、食と健康を考えるイベントとしても開催するものであります。そして、今回は若い世代を対象とした健康づくりと子育て支援についても取り入れ、子育て世帯への健康意識の普及啓発にも取り組みます。

また、本市では、食のまちづくりの一環として、尾鷲の魚を中心とした減塩、低カロリー、栄養バランスに配慮した健康弁当の開発を進めており、これまでに実行委員会での検討を行い、現在、試作品に取り組んでいる段階であります。今後もさまざまな工夫、検討を重ね、市民の健康づくりに役立つ健康弁当の提案に向け引き続き、取り組んでまいります。

また、市内9カ所で実施している生活習慣病及び介護予防のための健康教室は、生活習慣を改善する上で継続した取り組みが必要なことから、各地区住民の生活やニーズに合った取り組みとなるよう企画段階から地区の方々の協力を得て検討を重ねており、その結果、地区のまちづくり活動との協働実施や地区の現状に合わせた効果的な内容及び啓発活動につながってきております。今後も、地域と一体となった健康づくり事業を進めてまいります。

次に、尾鷲市スポーツ推進計画の策定についてであります。

昨年度、準備会にて検討してまいりました尾鷲市スポーツ推進計画は、去る第2回定例会の所管の委員会において中間案を御説明させていただきましたが、現在、最終案の取りまとめ作業を進めているところであります。

スポーツは心身の健康の維持増進及び世代間交流の促進や地域コミュニティ活動の活性化に寄与するもので、本計画は市民がスポーツを通して生き生きとした健康的な生活を送ることを目的としています。

そのために、競技スポーツのみならず生涯スポーツの観点で、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の強化、サポート体制の充実はもとより、尾鷲市スポーツ推進計画策定委員の皆様それぞれの立場からのスポーツ推進に関する御意見を反映させて最終案として取りまとめているところでございます。最終案につきましては、本定例会の所管の委員会におきまして御説明させていただきます。

本年度から新たに名称等を変えた尾鷲高校まちいくにつきましては、紀北町との共同事業として、昨年度同様に尾鷲高校2年生の普通科プログレッシブコースの皆様地域学を学んでいただき、いずれ本市に帰ってきて生活するだけでなく、地域づくりに参加していただく人材を育成することを目標に実施いたしております。

これまでに学生の皆様に対し、本事業の趣旨説明や前年度に経験した先輩からの経験談の発表を行うとともに、6月16日には本年度から事業委託をお願いしている三重大大学の西村副学長による講義を行い、先月25日には九鬼町及び紀北町海山区島勝浦でのフィールドワークを行うなど、事業は順調に進められております。

地域の現状や課題を、その中心的な役割を担っている住民の皆様から直接見聞きできる体験は、尾鷲高校の学生の皆様には非常に貴重な体験となったのではないかと考えております。今後は、フィールドワークで得た情報をディスカッションするとともに、それぞれのチームに分かれて発表を行う機会をつくる予定となっております。

次に、空き家対策についてであります。

適切に管理されていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、空き家等の活用を促進するため、

空家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に施行されました。

本市におきましても、適切に管理されていない空き家等の地域住民からの相談や情報提供に対応してきましたが、根本的な解決には至らず、苦慮をしている状況にあります。

このような中、本法律が施行されたことによって、関係各課等が保有する情報が内部利用できるとともに、関係する他の地方公共団体からも情報提供を求めることができるようになりました。さらに、空き家等の敷地内への立入調査や助言、指導、勧告、命令に加え、行政代執行ができることとなりました。

今後、適切な空き家管理を行っていくことが喫緊の課題であり、また、市の責務と認識することから、関係各課の連携、相談体制の整備等の充実を図るため、去る8月20日に庁内に検討委員会を設置いたしました。今後、国、県の助言、支援を受けながら空き家等の対策に対応してまいりたいと考えております。

次に、空き家バンクについてであります。

平成26年度から実施している本市に定住したいと考える希望者と今はもう使われていない空き家の賃貸、売却を希望する家主の皆様とを結ぶ空き家バンク制度は、国の地方創生の考え方が進む中で地域への人の流れをつくる一つの施策として注目を浴びております。

制度実施後、先月末現在では32件の空き家を登録し、うち11件が賃貸もしくは売買され、24名の定住につながっております。

今後は、本年6月に配属した定住・移住コンシェルジュである地域おこし協力隊員とともに、数多くある定住・移住先でも特に本市を選んでいただけるような施策を進めてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

寄附を通じて自分の生まれ育った地域などを応援し、さらに返礼品を通じて新たな地域の魅力を知ることのできるふるさと納税制度は、国の制度拡充の動きとともに本年度はさらに注目を浴びており、先月27日現在、既に2,455件、約5,200万円の申請をいただいております。

これまでのふるさと納税の状況や現在取り組んでおります事業の推進状況から、年末に向けてさらに寄附がふえるものと予想しており、より多くの方に尾鷲を知ってもらい、さらに応援していただく最良の機会として制度の運用を行ってまいりたいと考えております。

また、新たな試みといたしまして、昨年度にふるさと納税によって御寄附をい

ただきました皆様に対して、おわせ港まつりの特別観覧席への招待を行い、寄附と返礼品だけの関係ではなく尾鷲市をもっと知ってもらい、おわせ応援団となっ
ていただくための企画を行いました。

遠くは東京都や埼玉県、また、石川県などからお越しいただき、65組206
名の参加を得ることができました。参加いただきました皆様からは、本企画に対
して温かいお言葉をいただくことができ、さらなるPRに力を入れていきたいと
考えております。

それでは、今回提案しております議案について御説明いたします。

議案第46号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」につきましては、
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわ
ゆるマイナンバー法が制定され、本年10月より全ての国民に個人番号が付番さ
れることとなりましたが、個人番号は個人情報に該当し、同法第31条により地
方公共団体においてもより厳格な保護措置を講ずることが求められていることか
ら、尾鷲市個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

次に、6ページの議案第47号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について」ですが、尾鷲市特別職報酬等審議会の委員の報
酬につきましては、これまで専門委員、学校医及びその他市長が別に定める非常
勤の職員として適用しておりましたが、地方自治法第203条の2の趣旨にのっ
とり、委員の職と報酬額を明記するため別表の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」につつま
しては、被用者年金制度の一元化を図るため、厚生年金保険法等の一部を改正す
る法律が施行され、共済年金が厚生年金に統一されることから、地方公務員等共
済組合法についても一部改正があり、同法を引用する本条例を一部改正するもの
であります。

次に、議案第49号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」につつま
しては、個人番号制度の導入に伴い、発行される個人番号カードの再発行手数料な
どを定めるため、条例を一部改正するものであります。

次に、議案第50号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決
について」から議案第54号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2
号）の議決について」までの5議案について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、歳入では前年度繰越金及び普通交付税の額の確定、
歳出では地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交

付分に係る事業費の追加、平成28年1月から個人番号制度の運用が開始されることに伴う関係経費の追加が主なものであります。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第4号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で4億1,801万2,000円、国民健康保険事業会計で1,705万1,000円、後期高齢者医療事業会計で524万7,000円をそれぞれ追加し、病院事業会計で968万4,000円を減額し、水道事業会計で717万7,000円を追加し、これにより各会計を含めた予算総額を195億5,581万4,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

9款地方交付税は、普通交付税の額の確定により1億6,093万8,000円を増額するものであります。これは、消費税及び地方消費税の引き上げによる地方消費税交付金の増額により基準財政収入額が増額となったものの、基準財政需要額において、新たに設けられた費目である人口減少等特別対策事業費で大幅に増額となったことなどにより増額になったものであります。

13款国庫支出金2,860万4,000円の増額は、個人番号カード交付事業費補助金689万4,000円、地域住民生活等緊急支援のための交付金1,430万円の追加、当初予算に計上しました新基準に基づく尾鷲市消防団活動服購入事業に対し消防団加入促進モデル事業委託金250万円が採択されたことが主なものであります。

14款県支出金747万7,000円の増額は、みえ森と緑の県民税市町交付金の増額、低コスト造林推進事業補助金の追加が主なものであります。

17款繰入金107万6,000円の増額は、当初予算に計上しました各小学校に設置するAED購入費の財源として地域福祉基金から40万円及び後期高齢者医療事業会計から前年度精算金として67万6,000円、それぞれ繰り入れるものであります。

18款繰越金2億1,408万3,000円の増額は、平成26年度決算に伴う繰越金であります。

19款諸収入176万8,000円の増額は、源泉徴収税返還金140万6,0

00円の追加が主なものであります。

20款市債410万円の増額は、臨時財政対策債410万円の増加によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち、まず初めに、地域住民生活等緊急支援のための交付金の上乘せ交付分に係る事業について御説明させていただきます。

4ページをごらんください。

農林水産業費の水産振興費では、尾鷲マハタのブランド化に向けた取り組みを支援するため、尾鷲市海面養殖振興協議会に対する補助金330万円の追加、東紀州におけるヒロメの養殖振興及び消費拡大に関する取り組みを支援するため、紀北町と50%案分により東紀州ヒロメ養殖協議会に対する補助金100万円の増額であります。

5ページをごらんください。

商工費の商工振興費では、尾鷲商工会議所が実施する尾鷲旬のコツまみバル事業をシンボル事業とした新たなプランづくりやイメージデザインなどの取り組みを支援するため、尾鷲商工会議所に対する食の産業開発促進事業費補助金350万円の追加であります。

観光費の観光振興事業で平成28年度に伊勢志摩サミットが開催されることが決定し、本市においても外国からの来訪者に向けた取り組みを強化するため、既存のホームページに英語、韓国語、中国語2言語、フランス語に対応する観光ページを作成するための改修委託料として43万2,000円の追加、尾鷲観光マップのリニューアル及びポスターを作成するための観光促進媒体作成委託料205万2,000円の追加、熊野古道活用事業で報道関係者を対象に本市の地域資源のPRを目的としたモニターツアーを実施し、都市部への情報発信を行う取り組みを支援するため、尾鷲観光物産協会に対する尾鷲体験ツアー事業費補助金100万円の追加であります。

教育費では、社会教育総務費の社会教育一般事務費で、見守り子育て推進事業として講演会等の実施に係る経費58万3,000円の追加であります。

図書館費の図書館管理運営経費で、本読み子育て推進事業として、講演会の実施や本読み子育てコーナーの設置等に係る経費148万2,000円の追加であ

ります。

文化財保護費の須賀利大池及び小池市民講座事業で子供向け現地体験講座の実施や冊子作成等に係る経費66万円の追加であります。

少年センター費で、地域住民に対する地域非行防止啓発活動に係る経費30万円の追加であります。

以上が、補正予算に計上されております地域住民生活等緊急支援のための交付金の上乗せ交付分に係る事業であります。

歳出総額で1,430万9,000円を計上しております。

続きまして、その他の補正内容のうち、主なものについて御説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、総務費では、一般管理費で平成28年1月から実施されます個人番号制度導入に対応するための庁舎管理経費84万9,000円の追加であります。

財産管理費で基金積立金として財政調整基金積立金2億9,526万9,000円、減債基金積立金5,000万円ほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。

戸籍住民基本台帳費で個人番号制度導入に伴う個人番号カード交付事業に係る経費として1,069万5,000円の追加であります。

民生費では、自立支援給付事業の介護給付・訓練給付費に係る前年度精算金1,202万円の追加であります。

母子福祉費で、母子家庭自立支援給付金事業に係る前年度精算金100万2,000円の追加であります。

扶助費で、生活扶助費及び医療扶助費に係る前年度精算金615万8,000円の追加であります。

生活保護施設事務費で、施設入所者増加に伴い、救護施設委託事務費負担金155万6,000円の増加であります。

農林水産業費では、植付費の市有林植付事業で、県において植栽から育林までの林業に係るトータル的なコストを抑制する取り組みといたしまして、新たに低コスト造林推進事業補助金が設けられたことから、当初予算に計上いたしました森林整備業務委託料822万3,000円の減額と新たに低コスト造林植付業務委託料1,074万6,000円の追加であります。

5ページをごらんください。

土木費では、街路事業費で県事業として尾鷲港新田線の新規事業区間の現地測

量、設計を実施するに当たりまして、街路事業地元負担金として100万円の追加であります。

教育費では、文化会館費で平成5年に尾鷲市民文化会館が開館して以降22年が経過し、舞台音響施設の老朽化により安定した音源の確保ができない状況になっていることから、音響調整卓購入費として658万8,000円の追加であります。

6ページをごらんください。

公債費では、平成26年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で112万1,000円の増額、公債費利子で675万3,000円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

7ページをごらんください。

追加で、尾鷲市福祉保健センター指定管理料は、期間を平成28年度から平成30年度まで限度額を5,695万3,000円とするものであります。

8ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、1,705万1,000円を追加し、歳入歳出総額を30億4,179万2,000円とするものであります。歳入は、療養給付費等交付金で3,895万4,000円の減額、今回の補正財源として財政調整基金繰入金1,477万円の増額、前年度からの繰越金4,092万6,000円の増額が主なものであります。歳出は、退職被保険者返還金1,284万3,000円の増額などによる諸支出金1,651万円の増額が主なものであります。

9ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、524万7,000円を追加し、歳入歳出総額を5億9,525万4,000円とするものであります。歳入は、前年度からの繰越金551万4,000円の増額が主なものであります。歳出は、広域連合負担金457万1,000円の増額が主なものであります。

10ページをごらんください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出は、収入で968万4,000円の減額であります。これは、医業外収益において、新会計制度移行により長期前受金戻入処理として、非償却資産分等の固定資産の精査による945万8,000円の減額及び入札に伴う売店施設賃貸料75万6,000円の減額と2人の方から御寄附をいただいた

53万円の増額であります。支出では、870万4,000円の減額であります。これは医業費用において、建物及び器械備品等の取得資産の精査による減価償却費825万6,000円の減額と新会計制度移行に伴う繰延勘定償却からの予算振りかえとして、長期前払い消費税償却671万3,000円の増額であります。医業外費用において、企業債の利率の確定による支払い利息39万9,000円の減額並びに消費税及び地方消費税4万9,000円を減額し、繰延勘定償却では長期前払い消費税償却へ予算振りかえとして671万3,000円の減額であります。

11ページをごらんください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出は、支出で、営業費用が大曾根浦地内の配水管経路変更に伴う配水管の撤去費用として固定資産撤去費113万9,000円の増額、営業外費用は消費税納付額57万3,000円の減額であります。

資本的収入及び支出は、支出で建設改良費が大曾根浦地内の配水管経路変更に伴う配水管の新設費用として工事請負費661万1,000円の増額であります。

以上をもちまして、「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」など5議案の説明とさせていただきます。

次に、議案第55号「平成26年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第58号「平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせます。

議案第59号「平成26年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（村田幸隆議員） ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前11時03分〕

〔再開 午前11時15分〕

議長（村田幸隆議員） 会議を再開いたします。

次に、川口会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長（川口清君）登壇〕

会計管理者兼出納室長（川口清君） それでは、議案第55号「平成26年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第58号「平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計4議案につきまして、お手元の平成26年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を御説明いたします。

1ページをごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の113億1,385万4,000円に対し、歳入決算額は110億7,197万3,914円、予算現額に対する収入率は97.8%であります。歳出決算額は108億3,532万9,400円、執行率は95.7%となり、歳入歳出差引残額は2億3,665万2,974円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の30億8,298万1,000円に対し、歳入決算額は30億5,334万6,159円、予算現額に対する収入率は99%であります。歳出決算額は30億1,241万8,471円、執行率は97.7%、歳入歳出差引残額は4,092万7,688円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の5億9,000万6,000円に対し、歳入決算額は5億9,409万9,759円、予算現額に対する収入率は100.6%であります。歳出決算額は5億8,858万4,820円、執行率は99.7%、歳入歳出差引残額は551万4,939円あります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の276万6,000円に対し、決算額は歳入歳出とも同額の276万5,070円。収入率、執行率が99.9%、歳入歳出差引残額はゼロ円あります。

以上、平成26年度の決算総額は、予算現額149億8,960万7,000円に対し、歳入決算額は147億2,218万4,902円、予算現額に対する収入率は98.2%であります。歳出決算額は144億3,908万9,301円、執行率は96.3%、歳入歳出差引残額は2億8,309万5,601円あります。

次に、2ページをごらんください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、本年度は、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が2,256万8,000円ございますので、これを差し引いた2億1,408万4,974円が実質収支額となり、平成27年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額2,256万8,000円は、6月1日に開会されました平成27年第2回定例会の報告第5号にて報告させていただきました、平成26年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額2億8,016万5,000円の財源内訳のうち的一般財源分です。

特別会計については、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により各款別の主なものについて御説明いたします。

1款市税は、予算現額22億4,688万4,000円に対し、調定額は24億5,233万2,337円、収入済額は22億9,766万1,009円、一般会計収入済額全体の20.8%を占めております。前年度との比較は2,111万7,598円の減少となっており、その主な要因は、市民税の減収であります。不納欠損額は4,125万865円、前年度との比較は2,114万9,751円の増加であります。収入未済額は1億1,342万463円、前年度との比較は4,912万8,991円の減少であり、収納率は93.6%であります。

2款地方譲与税の収入済額は5,521万5,611円、前年度との比較は684万3,833円の減少であります。

3款利子割交付金の収入済額は513万7,000円であります。

4款配当割交付金の収入済額は1,791万1,000円、前年度との比較は809万9,000円の増加であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は1,022万8,000円、前年度との比較は622万6,000円の減少であります。

6款地方消費税交付金の収入済額は2億2,540万3,000円、前年度との比較は3,958万6,000円の増加であります。

7 款自動車取得税交付金の収入済額は 8 1 9 万 1, 0 0 0 円、前年度との比較は 1, 5 3 4 万 2, 0 0 0 円の減少であります。

8 款地方特例交付金の収入済額は 5 6 5 万 7, 0 0 0 円であります。

次に、5 ページ、6 ページをごらんください。

9 款地方交付税の収入済額は 3 4 億 8, 5 7 1 万 7, 0 0 0 円、一般会計収入済額全体の 3 1. 5 % を占めております。前年度との比較は 2, 6 1 7 万 7, 0 0 0 円の減少であります。

1 0 款交通安全対策特別交付金の収入済額は 2 8 0 万 1, 0 0 0 円であります。

1 1 款分担金及び負担金の収入済額は 1 億 3, 0 4 4 万 4, 4 3 7 円、前年度との比較は 1 7 0 万 2 3 8 円の減少であります。不納欠損額は 3 万円で、保育所入所保護者負担金の不納欠損処分によるものであります。収入未済額は 7 3 3 万 4, 5 1 0 円、主なものは、保育所入所保護者負担金であります。

1 2 款使用料及び手数料の収入済額は 1 億 4, 1 9 7 万 6, 2 3 4 円、前年度との比較は 4 4 6 万 1, 2 4 8 円の減少であります。不納欠損額は 6 万 7, 2 0 0 円、し尿処理手数料の不納欠損処分によるものであります。収入未済額は 7 7 2 万 1, 2 0 0 円、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

1 3 款国庫支出金の収入済額は 1 1 億 7, 9 6 3 万 1, 9 3 3 円、前年度との比較は 5 億 1, 1 2 8 万 1 2 1 円の減少であります。これは主に、民生費国庫負担金、総務費国庫補助金の減少によるものであります。

1 4 款県支出金の収入済額は 6 億 4, 9 8 8 万 9, 4 0 6 円、前年度との比較は 8, 4 7 8 万 2, 5 1 8 円の増加であります。これは主に、総務費県補助金、農林水産業費県補助金の増加によるものであります。

1 5 款財産収入の収入済額は 5, 3 6 2 万 4, 8 2 6 円、前年度との比較は 8 4 5 万 4 2 4 円の増加であります。これは、不動産売払収入の増加が主な要因であります。

次に、7 ページ、8 ページをごらんください。

1 6 款寄附金の収入済額は 1 億 8 3 3 万 1, 0 0 0 円、前年度との比較は 7, 1 3 8 万 3, 9 9 9 円の増加であります。備考欄のとおり全ての寄附金が増加しております。

1 7 款繰入金の収入済額は 8 億 2, 3 0 1 万 3, 0 7 2 円、前年度との比較は 8, 6 5 0 万 7, 7 2 1 円の減少であります。これは、財政調整基金繰入金等の増減によることが主な要因であります。

18 款繰越金の収入済額は4億4,014万818円であります。

19 款諸収入の収入済額は1億2,040万568円、前年度との比較は1,232万9,194円の減少であり、これは、貸付金元利収入の減少が主な要因であります。収入未済額は707万8,831円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が211万7,500円、生活保護法第63条及び第78条による返還金と福祉医療費返還金が355万4,371円であります。

20 款市債の収入済額は13億1,060万円、前年度との比較は2億6,190万円の増加であります。科目別の詳細は備考欄のとおりでございます。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額113億1,385万4,000円に対しまして、調定額112億4,887万6,983円、収入済額は110億7,197万3,914円、前年度との比較は9,362万96円の減少となり、不納欠損額は4,134万8,065円、収入未済額は1億3,555万5,004円、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は97.8%、調定に対する収入割合は98.4%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の35ページから40ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、9ページ、10ページをごらんください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものにつきまして御説明いたします。

1 款議会費は、支出済額1億4,050万517円、前年度との比較は460万3,783円の増加であります。これの主な要因は、委託料等の増加によるものであります。執行率は99.3%であります。

2 款総務費は、支出済額19億7,420万6,264円、前年度との比較は4億3,889万8,477円の減少であります。減少となった主な要因は、総務管理費における一般管理費、財産管理費等の減少によるものであります。翌年度繰越額は8,523万4,000円、主なものは、桜茶屋避難広場整備事業6,363万円、地方人口ビジョン・地域版総合戦略策定事業967万7,000円であります。執行率は93.7%であります。

3 款民生費は、支出済額35億3,439万8,699円、前年度との比較は6

億4,096万277円の増加であります。この主な要因は、社会福祉費における社会福祉総務費、児童総務費における児童福祉総務費等の増加によるものであります。翌年度繰越額は2,863万2,000円、主なものは、尾鷲第三保育園建設予定地造成事業2,274万2,000円であります。執行率は98.1%であります。

4款衛生費は、支出済額12億7,734万1,282円、前年度との比較は2億4,020万8,148円の減少であります。この主な要因は、清掃費における塵芥収集費、塵芥処理施設費、し尿処理費及び上水道費等の減少によるものであります。翌年度繰越額は1,079万8,000円で、主なものは、任意予防接種助成事業538万5,000円、母子保健事業421万3,000円であります。執行率は97.2%であります。

次に、11、12ページをごらんください。

5款農林水産業費は、支出済額5億3,185万2,213円、前年度との比較は1億3,282万8,621円の増加であります。この主な要因は、林業費における林道開設改良費、水産業費における漁港建設費等の増加によるものであります。翌年度繰越額は3,236万8,000円の主なものは、美しい森林づくり基盤整備事業3,000万円であります。執行率は89.9%であります。

6款商工費は、支出済額1億4,594万759円、前年度との比較は3,364万9,978円の減少であります。この主な要因は、商工費における商工振興費の増加と、商工総務費、観光費の減少との相殺によるものであります。翌年度繰越額4,138万4,000円の主なものは、地域商品券発行補助金の3,700万円であります。執行率は72.3%であります。

7款土木費は、支出済額3億2,504万7,914円、前年度との比較は4,475万7,849円の増加であります。この主な要因は、土木管理費、道路橋梁総務費における道路維持費の増加によるものであります。翌年度繰越額4,800万円は宮前橋架設事業であります。執行率は84.9%であります。

8款消防費は、支出済額5億9,977万8,208円、前年度との比較は1億2,411万3,309円の増加であります。この主な要因は、常備消防費の増加によるものであります。執行率は99.8%であります。

9款教育費は、支出済額11億4,186万3,893円、前年度との比較は1億4,167万8,284円の減少であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費などの減少によるものであります。翌年度繰越額3,374万9,0

00円は、中村山避難路整備事業2,854万9,000円と読書活動推進事業の520万円であります。執行率は94.9%であります。

次に、13、14ページをごらんください。

10款災害復旧費は、不執行であります。

11款公債費は、支出済額11億6,439万1,191円、前年度との比較は1,703万8,796円の増加であります。

12款予備費は、当初予算額は500万円でしたが、2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費に4万3,200円を充当いたしておりますので不用額は495万6,800円であります。

次に、歳出合計は、予算現額113億1,385万4,000円に対し、支出済額は108億3,532万940円で、前年度との比較は1億986万7,748円の増加であります。翌年度繰越額は2億8,016万5,000円、不用額は1億9,836万8,060円、執行率は95.7%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を41ページから46ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページをごらんください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフであらわしたものでございます。

構成比率の高い順から申し上げますと、地方交付税31.5%、市税20.8%、市債11.8%、以下は記載のとおりであります。なお、括弧内数字は前年度の構成比率であります。

次に、16ページの歳出の構成比でございますが、民生費32.6%、総務費18.2%、衛生費11.8%、以下は記載のとおりでございます。

次に、17ページをごらんください。

この表は一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものであります。決算額の合計108億3,532万1,000円のうち、義務的経費が45億382万4,000円、全体の41.6%を占めております。前年度との比較は1,272万円の減少であります。

次に、投資的経費は15億843万6,000円、前年度との比較は8,250万2,000円の減少で、構成比は13.9%であります。

次に、その他の経費は48億2,306万1,000円、前年度との比較は2億509万円の増加で、構成比率は全体の44.5%であります。

なお、この性質別経費を円グラフであらわしたものが、18ページに掲載してあります。

次に、19、20ページをごらんください。

この表は、平成11年度から、国保、老人保健、後期高齢、公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合への負担金についての支出状況をまとめたものであります。

19ページ、繰出金、下から2段目の平成26年度の欄をごらんください。

国保、後期高齢、公共下水各特別会計への繰出金は、それぞれ記載のとおりで、合計5億7,961万6,000円であります。

20ページの負担金の平成26年度の欄をごらんください。

病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合への負担金は合計14億8,611万5,000円であります。繰出金と負担金の合計は20億6,573万1,000円であります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について御説明いたします。

21、22ページをごらんください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額4億6,531万7,000円に対し、調定額は5億6,651万9,831円、収入済額は4億7,399万7,619円、国民健康保険事業特別会計の収入済額全体の15.5%を占めております。前年度との比較は1,729万6,624円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。不納欠損額は835万2,999円、前年度との比較は725万756円の減少であります。収入未済額は8,416万9,213円、前年度より1,379万8,636円の減少であります。収入率は101.8%、収納率は83.6%であります。

2款国庫支出金の収入済額は、5億3,129万8,581円、前年度との比較は4,657万5,655円の減少であります。この主な要因は、療養給付費等負担金や財政調整交付金の減少であります。

3款療養給付費等交付金は、収入済額1億5,001万4,216円、前年度と比較して2,368万215円の減少であります。

4款前期高齢者交付金は、収入済額8億2,359万3,537円、前年度との比較は3,173万5,606円の減少であります。

5 款県支出金は、収入済額 1 億 2,561 万 9,812 円、前年度との比較は 1,253 万 8,321 円の減少であります。この主な要因は、財政調整交付金の減少によるものであります。

6 款共同事業交付金は、収入済額 4 億 1,142 万 7,280 円、前年度との比較は 8,511 万 9,656 円の増加であります。

7 款財産収入は、収入済額 3 万 9,000 円、前年度と比較して 2 万 5,000 円の減少であります。

8 款繰入金は、収入済額 3 億 2,116 万 9,302 円、前年度との比較は 3,911 万 8,300 円の減少であります。この主な要因は、国保財政調整基金の取り崩しによる繰入金の減少であります。

次に、23、24 ページをごらんください。

9 款繰越金は、前年度からの繰越金 2 億 568 万 9,180 円であります。

10 款諸収入は、収入済額 1,049 万 7,632 円、主に交通事故等に係る第三者納付金や一般分延滞金などの収入であります。前年度との比較は 294 万 5,006 円の減少であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額 30 億 8,298 万 1,000 円に対し、調定額を 31 億 4,586 万 8,371 円、収入済額 30 億 5,334 万 6,159 円、不納欠損額 835 万 2,999 円、収入未済額 8,416 万 9,213 円であります。収入率は 99%、収納率は 97%であります。

次に、25、26 ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費は、支出済額 6,215 万 9,837 円、前年度との比較は 17 万 4,386 円の増加であります。執行率は 96.1%であります。

2 款保険給付費は、支出済額 18 億 3,913 万 4,996 円、支出済額全体の 61.1%を占めております。前年度との比較は 8,513 万 389 円の減少であります。この主な要因は、療養諸費による一般分療養給付費等の減少によるものであります。執行率は 96.7%であります。

3 款後期高齢者納付金等は、支出済額 3 億 54 万 9,846 円、前年度との比較は 1,564 万 1,770 円の減少であります。この主な要因は、後期高齢者支援金の減少によるものであります。執行率は 99.9%であります。

4 款前期高齢者納付金等は、支出済額 22 万 8,526 円、前年度との比較は 8 万 5,198 円の減少であります。執行率は 96.4%であります。

5 款老人保健拠出金は、支出済額 1 万 4, 1 9 8 円、前年度との比較は 1, 0 1 5 円の減少であります。執行率は 3 5. 4 %であります。

6 款介護納付金は、支出済額 1 億 2, 4 4 6 万 3, 1 2 9 円、前年度との比較は 3 7 4 万 6, 1 4 0 円の減少であります。執行率は 9 9. 9 %であります。

7 款共同事業拠出金は、支出済額 4 億 2, 7 1 1 万 1, 1 6 8 円、前年度との比較は 1 億 5, 3 2 3 万 8, 3 3 9 円の増加であります。執行率は 9 9. 1 %であります。

次に、2 7、2 8 ページをごらんください。

8 款保健事業費は、支出済額 1, 9 5 4 万 6 8 円、前年度との比較は 2 1 3 万 5, 1 7 4 円の増加であります。執行率は 9 1. 4 %であります。

9 款公債費は、支出済額 2, 8 8 0 万円であります。平成 2 2 年度に県から借り入れた 1 億 4, 4 0 0 万円の償還金であります。執行率は 9 9. 5 %であります。

1 0 款諸支出金は、支出済額 1, 6 6 4 万 8, 7 0 3 円、前年度との比較は 4 8 9 万 9, 8 1 0 円の減少であります。執行率は 9 2. 5 %であります。

1 1 款基金積立金は、支出済額 1 億 9, 3 7 6 万 8, 0 0 0 円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は 3, 4 0 7 万円の増加であります。

1 2 款予備費はありません。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は、予算現額 3 0 億 8, 2 9 8 万 1, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 3 0 億 1, 2 4 1 万 8, 4 7 1 円、前年度との比較は 8, 0 1 1 万 3, 5 7 7 円の増加であります。不用額は 7, 0 5 6 万 2, 5 2 9 円、執行率は 9 7. 7 %であります。

なお、歳入歳出各節 5 0 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、4 7 ページから 5 0 ページにかけて記載してありますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について御説明いたします。

2 9、3 0 ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1 款後期高齢者医療保険料の収入済額は 1 億 8, 1 4 5 万 2, 1 3 6 円、前年度との比較は 1, 0 0 5 万 6, 1 9 4 円の増加であります。収入率は 1 0 2. 7 %、収納率は 9 8. 7 %であります。不納欠損額は 6 0 万 1, 0 8 6 円、収入未済額は 1 6 1 万 1, 1 7 9 円であります。

2 款繰入金の収入済額は 3 億 8, 8 3 3 万 6, 3 2 1 円、前年度との比較は 8 8

7万1,479円の増加であります。これは、一般会計からの前年度における保険基盤安定繰入金の増加によるものであります。

3款諸収入の収入済額は1,888万4,872円、前年度との比較は44万3,715円の増加であります。

4款繰越金の収入済額は542万6,430円、前年度からの繰越金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額5億9,000万6,000円に対し、調定額は5億9,631万2,024円、収入済額は5億9,409万9,759円、不納欠損額は60万1,086円、収入未済額は161万1,179円、収入率は100.6%、収納率は99.6%となりました。

次に、31、32ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調でございます。

1款総務費の支出済額は1,005万375円、前年度との比較は67万6,288円の減少であり、執行率は93.6%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は5億5,915万3,941円、支出総額の95%を占めております。前年度との比較は2,443万809円の増加であります。

3款諸支出金の支出済額は1,938万504円、一般会計への繰出金等であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額5億9,000万6,000円に対しまして、支出済額5億8,858万4,820円、不用額142万1,180円、執行率は99.7%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、51ページから52ページにかけて記載してありますので、後ほど御参照ください。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要を御説明いたします。

33、34ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

収入済額、支出済額いずれも同額の276万5,070円であります。

歳入の1款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金、歳出の1款公債費の支出済額は、市債償還元金及び償還利子で、不用額は930円、収入率、執行率はともに99.9%となりました。

以上、平成26年度尾鷲市一般会計及び三つの特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要政策の成果及び実績報告書を別途添付していますので、後ほど御参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会におきまして御説明いたしますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） ここで休憩をいたします。再開は1時10分からといたします。

〔休憩 午前11時54分〕

〔再開 午後 1時08分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、内山病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（内山洋輔君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（内山洋輔君） 議案第59号「平成26年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

まず、決算の御説明の前に、平成26年度の病院稼働状況について御説明申し上げます。

お手元の尾鷲市病院事業会計決算書の19ページをごらんください。

平成26年度の入院患者数は延べ7万7,451人で、うち一般病棟が5万9,601人、療養病棟が1万7,850人で、前年度と比較して1,388人増加いたしました。外来患者数は延べ10万5,127人で、前年度と比較して6,194人減少いたしました。

また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して82.1%、療養病棟の病床数56床に対して87.3%、全体の病床利用率は83.2%で前年度に比べ1.5ポイント増加しております。

次に、20ページをごらんください。

科別患者取扱状況は、入院では、内科が3,428人、泌尿器科が541人増加しておりますが、外科が929人、呼吸器科が148人、整形外科が342人、小児科が18人、産婦人科が136人、眼科が923人、皮膚科が85人減少しております。

また、外来では内科が345人、精神科が19人、泌尿器科が654人増加しておりますが、神経内科が57人、外科が1,112人、呼吸器外科が257人、

脳神経外科が87人、整形外科が910人、小児科が398人、産婦人科が216人、耳鼻咽喉科が758人、眼科が2,261人、皮膚科が618人、放射線科が538人減少しております。

それでは、平成26年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について御説明申し上げます。

1、2ページをごらんください。

本年度の決算状況は、事業収益44億617万351円、事業費用44億1,936万4円であります。

収益的収入及び支出につきましては、まず、収入では、第1款病院事業収益の予算額44億3,793万7,000円に対し、決算額は44億617万351円で、予算額に比べ3,176万6,649円の減となり、予算額に対する収入率は99.3%となりました。

次に、支出では、第1款病院事業費用の予算額44億8,122万3,000円に対し、決算額は44億1,936万4円で、不用額6,186万2,996円が生じ、予算額に対する執行率は98.6%となりました。

この報告書の各項の説明につきましては、後ほど損益計算書で御説明いたします。

次に、3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

まず、収入では、第1款資本的収入の予算額2億9,481万7,000円に対し、決算額は2億9,604万3,000円で、予算額に比べ122万6,000円の増となり、予算額に対する収入率は100.4%となりました。

次に、支出では、第1款資本的支出の予算額4億4,968万2,000円に対し、決算額は4億4,968万1,462円で、不用額538円が生じ、予算額に対する執行率は100%となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,363万8,462円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億3,159万4,317円で補填し、残額2,204万4,145円は一時借入金で措置いたしました。

次に、5、6ページをごらんください。

損益計算書について御説明いたします。

医業収益は39億8,378万441円、医業費用は41億4,403万9,094円で、医業損失は1億6,025万8,653円が生じました。

次に、医業外収益は4億653万1,660円、医業外費用は2億2,659万764円で、医業外収支は1億7,994万896円の利益が生じました。

この額に医業損失を差し引いた1,968万2,243円を経常利益として計上しております。

特別利益は417万1,379円、特別損失は1億1,637万9,127円で、当年度純損失は9,252万5,505円となりました。

この額に前年度繰越欠損金48億1,307万6,793円を加え、また、本決算から適用する地方公営企業会計制度の見直しに伴い発生するその他未処分利益剰余金変動額21億3,114万4,443円を加えた当年度未処理欠損金は、27億7,445万7,855円となり、この額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、7、8ページをごらんください。

剰余金計算書について御説明いたします。

資本金は、借入資本金として計上していた企業債が地方公営企業会計制度の見直しによる移行処理に伴い、負債勘定に計上することになったため、借入資本金33億8,665万2,324円全額が減となり、当年度末残高は2億85万6,095円となりました。

次に、資本剰余金の国県補助金につきましては、会計制度見直しによる移行処理により6億6,059万7,238円の減となり、当年度末残高は1億6,696万3,762円となりました。

受贈財産評価額につきましても、会計制度見直しによる移行処理により3,322万4,908円の減となり、当年度末残高は3,130万9,412円となりました。

寄附金につきましては、当年度で御寄附いただいた53万円の増と特定収入仮払い消費税1,350円の減により、当年度末残高は1,827万6,650円となりました。

その他、資本剰余金につきましては、一般会計から非償却資産への元金繰入金分910万9,000円の増と特定収入仮払い消費税2万4,589円の減となり、また、会計制度の見直しによる移行処理に伴い、現有する償却資産のうち以前に収入のあった元金償還分としての一般会計繰入金19億3,174万926円を長期前受金に振りかえることによる減を行ったため、当年度末残高は25億4,714万9,421円となりました。

これらの当年度末残高を合計した27億6,369万9,245円が資本剰余金の当年度末残高となります。

次に、利益剰余金につきましては、会計制度の見直しによる移行処理に伴い、収益化された21億3,114万4,443円の増と当年度純損失分の9,252万5,505円の減で当年度末残高はマイナス27億7,445万7,855円となりました。これは、先ほど損益計算書で御説明したとおりであります。

次に、7ページの欠損金処理計算書について御説明いたします。

いずれも当年度処分額はありませので、資本金の処分後残高は2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は27億6,369万9,245円、未処理欠損金の処分後残高はマイナス27億7,445万7,855円となりました。これは、先ほど損益計算書で御説明したとおり、当年度未処理欠損金として同額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、9ページ、資産の部であります。

1、固定資産の(1)有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた34億8,700万202円であります。(2)無形固定資産は、327万9,200円であります。(3)投資その他の資産は、3,125万3,239円で、これら固定資産合計は35億2,153万2,641円であります。

次に、2、流動資産は(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品を合わせた流動資産合計は7億9,001万6,031円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、43億1,154万8,672円あります。

10ページをごらんください。

次に、負債の部であります。

3、固定負債の(1)企業債は平成28年度以降支払い予定の企業債27億6,556万6,672円あります。(2)引当金は、退職給付金が1年度当たりの退職給付引当金の額を上回ったため、今年度はゼロ円あります。

4、流動負債の(1)一時借入金は2億7,000万円あります。(2)企業債は平成27年度支払い予定の3億4,180万9,168円あります。

(3)未払金は2億3,449万1,142円あります。(4)引当金は、イ、賞与引当金9,934万1,216円、ロ、法定福利費引当金1,845万5,39

3円で、引当金合計は1億1,779万6,609円であります。(5) その他流動負債は2,515万5,953円で、流動負債合計は9億8,925万2,872円であります。

5、繰延収益は、収益化累計額を差し引いた長期前受金が3億6,663万1,643円で固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は41億2,145万1,187円であります。

11ページをごらんください。

次に、資本の部であります。

6、資本金は、会計制度の見直しにより、借入資本金が負債の部に移行したことにより2億85万6,095円であります。

7、剰余金の(1)資本剰余金は、イ、国県補助金、ロ、受贈財産評価額、ハ、寄附金、ニ、その他資本剰余金を合計した27億6,369万9,245円であります。(2)欠損金は、イ、当年度未処理欠損金と同額の27億7,445万7,855円となり、これを資本剰余金から差し引いたマイナス1,075万8,610円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本金合計は、1億9,009万7,485円、負債の部と合わせた負債資本合計は、43億1,154万8,672円で、先ほど資産の部で御説明した資産合計額と一致しております。

次に、12、13ページには、財務諸表を作成するに当たり、採用した会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

以上が平成26年度尾鷲市病院事業会計の決算説明であります。

なお、決算書の14ページ以降に決算附属資料を掲載しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(村田幸隆議員) 次に、尾上水道部長。

[水道部長(尾上廣宣君)登壇]

水道部長(尾上廣宣君) 議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、御説明いたします。

まず、議案の説明に入る前に、平成26年度の水道事業の概況について御説明申し上げます。

決算書の13ページをごらんください。

平成26年度の給水戸数は9,764戸で前年度に比べて68戸の減であり、普及率は99.8%でございます。年間総給水量は415万8,961立方メートル、前年度と比較すると、給水量で5万8,161立方メートルの減、有収水量で11万5,302立方メートルの減となっております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において古戸町・大曾根浦地内の配水管布設がえ工事、馬越町・矢浜地内の送配水管布設がえ工事及び矢浜地内減圧弁設置工事を実施いたしました。簡易水道においては、三木浦町・古江町・曾根町地内の配水管布設がえ工事を実施いたしました。

次に、経理の状況であります。収益的収支では、事業収益5億9,470万9,074円に対し、事業費用5億3,228万9,400円で、差し引き6,241万9,674円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

決算書の1ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款水道事業収益、予算額6億4,058万9,000円に対し、決算額は6億3,674万5,244円で、予算額を384万3,756円下回っております。また、第2項営業外収益の決算額4,157万6,954円でございますが、この決算額から備考欄にある消費税額38円を差し引いた額が、5ページの損益計算書の3、営業外収益の額と4万2,100円の差異があります。これは、消費税の納税計算上の差額と、貸し倒れに係る消費税等が税額控除となっているためです。この税額控除は、企業内部に留保されるもので、決算報告書には記載せず、損益計算書では雑収益として計上しております。

次に、支出の第1款水道事業費用、予算額5億7,797万7,000円に対し、決算額は5億6,827万6,589円で、970万411円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入、予算額3,767万6,000円に対し、決算額は3,811万9,680円で、予算額より44万3,680円上回っております。

次に、支出の第1款資本的支出、予算額2億9,888万8,000円に対し、決算額は2億8,549万4,731円であり、不用額は1,339万3,269円となりました。

資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額2億4,737万5,

051円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額583万7,765円、過年度分損益勘定留保資金5,908万4,578円、当年度分損益勘定留保資金1億8,245万2,708円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益5億4,455万3,985円から2、営業費用4億5,021万6,676円を差し引いた9,433万7,309円が営業利益で、これに3、営業外収益4,161万9,016円を加え、4、営業外費用7,372万5,861円を減額しますと、経常利益6,223万464円となります。この経常利益に5、特別利益853万6,073円、6、特別損失834万6,863円を加味した6,241万9,674円が当年度純利益となります。これに、前年度繰越利益剰余金5,380万8,018円と、平成26年度から適用された地方公営企業法改正に伴う影響額である、その他未処分利益剰余金変動額5億7,382万4,433円を加えた6億9,005万2,125円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をごらんください。

前述いたしました制度改正により、前年度までの自己資本金は資本金と表記を変え、前年度末残高は11億8,472万1,324円となっております。また、昨年度まで資本として整理されていた借入資本金は、制度改正による表示区分の変更として前年度の処分後残高の全額38億1,310万6,355円を負債に移行しました。

資本剰余金の部でも同様に、制度改正により工事負担金からその他資本剰余金まで一部を残し、負債繰延収益に移行し、資本剰余金の当年度末残高は4,682万388円となります。

利益剰余金の部では、減債積立金は前年度処分額の7,583万6,168円を加えた4億106万9,117円が当年度末残高となり、建設改良積立金は前年度末残高と同額となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金6億9,005万2,125円で利益剰余金合計は11億6,755万7,198円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）をごらんください。

従来からありました法定積立金の積立義務が廃止されたことに伴い、利益の処分について本議案において、一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金 6 億 9,005 万 2,125 円のうち、今回の制度改正に伴うみなし償却制度の廃止による影響額である、その他未処分利益剰余金変動額と同額の 5 億 7,382 万 4,433 円を資本金へ組み入れ、残額の 1 億 1,622 万 7,692 円を翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。

次に、8 ページから 10 ページまでの貸借対照表をごらんください。

資産の部、固定資産の（１）有形固定資産合計は 5 億 4,314 万 6,836 円で、これに（２）無形固定資産合計 73 万 9,700 円と（３）投資合計 6 万 5,820 円を加えた固定資産合計は 5 億 4,395 万 2,356 円であります。

流動資産では、（１）現金預金から（４）その他流動資産までの流動資産合計は 8 億 919 万 6,768 円で、繰延資産合計 109 万 3,600 円を加えた資産合計は 6 億 5,424 万 2,724 円であります。

9 ページ、負債の部では、固定負債合計は 3 億 4,545 万 4,008 円、流動負債合計は 2 億 9,168 万 1,158 円で、制度改正により、資本剰余金より移行となった繰延収益合計は、4 億 1,800 万 8,648 円で負債合計は 4 億 5,514 万 3,814 円であります。

10 ページ、資本の部では、資本金 1 億 8,472 万 1,324 円あります。

剰余金では、（１）資本剰余金合計は 4,682 万 388 円、（２）利益剰余金合計は 1 億 6,755 万 7,198 円で、剰余金合計は 1 億 1,437 万 7,586 円となり、これに資本金を加えた資本合計は 2 億 9,909 万 8,910 円であり、負債資本合計は 6 億 5,424 万 2,724 円となり、8 ページの資産合計額と同額となります。

次の 11 ページ、12 ページは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で平成 26 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の説明といたします。

なお、決算書の 13 ページから 31 ページまで決算附属資料を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第 18、議案第 61 号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を

議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) ただいま議題となりました議案につきましては、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、人事案件について御説明いたします。

議案第61号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、千種良子氏の任期が平成27年9月30日をもって満了いたしますので、教育行政に理解があり、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する北裏佳代氏を新しく選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(村田幸隆議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案につきましては、委員会への付託は省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村田幸隆議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第18、議案第61号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（村田幸隆議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第61号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第19、諮問第1号、日程第20、諮問第2号及び日程第21、諮問第3号の「人権擁護委員候補者の推薦について」を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいま議題となりました諮問につきましては、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、諮問3件について御説明いたします。

諮問第1号から第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、現在、人権擁護委員に就任されている佐々木秀玄氏並びに山下良澄氏の任期が平成27年12月31日をもって満了いたしますので、人格、識見も高く、社会実情に通じ、人権擁護に関し理解もある吉川孝男氏と徳永治氏を新しく推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、平成25年1月より就任していただいている濱口精幸氏を引き続き、人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問につきましては、委員会への付託は省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第19、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第1号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第20、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第2号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第21、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決

いたします。

本諮問について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第3号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第22、報告第7号「平成26年度健全化判断比率及び平成26年度資金不足比率の報告について」から日程第23、報告第8号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成26年度事業報告及び決算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長（岩田昭人君）登壇]

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件について御説明いたします。

報告第7号「平成26年度健全化判断比率及び平成26年度資金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告させていただくものであります。詳細につきましては、33ページのとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、報告第8号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成26年度事業報告及び決算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

[教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君）登壇]

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） それでは、報告第8号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成26年度事業報告及び決算について」御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

平成26年度事業報告及び決算の1ページをごらんください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、基本財産、事業内容、役員構成が記載されており、これに基づき運営しております。

2 ページ、3 ページには、平成26年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4 ページをごらんください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計3万5,630人で、昨年度と比べ1,294人の減となっております。大ホールが5,407人の減で、小ホールは3,228人の増となっております。大ホールの減の主な要因は、平成25年度が文化会館20周年に当たり、記念事業が多かったことによるものであります。

次に、5 ページには催し物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6 ページをごらんください。

これは、本振興会が主催した事業であります。

コンサート、映画、せぎやま倶楽部の発表会、尾鷲節コンクールと夢舞台発表会など、計13回の事業を実施しております。

次に、7 ページの貸借対照表をごらんください。

I、資産の部ですが、1、流動資産と2、固定資産を合計した資産合計は5,051万3,931円で、II、負債の部では、1、流動負債と2、固定負債を合計した負債合計が1,225万6,421円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3,825万7,510円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、8 ページ、9 ページの正味財産増減計算書をごらんください。

(1) 経常利益の内訳は、①基本財産運用益が3万3,000円、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が1,169万3,956円で、内訳といたしまして、入場料収益が372万2,986円、刊行物等販売収益が18万8,820円、これは自動販売機売捌手数料及び刊行物等物販手数料であります。貸館利用料収益が778万2,150円となっております。

次に、③雑収益は、公衆電話通話料等の3,370円であります。

④管理受託収益は5,002万9,000円で、これは、尾鷲市と委託契約に基づく受託費収益であります。

以上、経常収益計は6,175万9,326円であります。

次に、(2)経常費用の①事業費をごらんください。

このうち主な事業経費といたしましては、給料手当686万7,977円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金755万6,190円は嘱託職員3名分の賃金、福利厚生費225万7,147円は職員1名、嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費916万388円、賃借料161万8,478円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費2,233万9,437円は、自主事業公演委託料等であります。

手数料203万6,106円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費計は5,610万5,638円となります。

次に、②管理費をごらんください。

この費用は、文化会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なものは、臨時雇用賃金249万461円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

次に、委託費134万2,381円は、会館保守管理業務委託費であります。

経常費用計につきましては6,226万4,808円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額マイナス50万5,482円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税47万4,000円を差し引いたマイナス97万9,482円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高3,923万6,992円を加えますと、一般正味財産期末残高は3,825万7,510円となり、7ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、10ページから12ページまでは、先ほど説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成24年度までは法人会計のみの経理でよかったものが、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲節コンクール等の共催事業並びに貸し館事業であります。教育委員会が実施している成人式等も公益目的事業として取り扱われております。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることが条件となっております。平成26年度の公益比率は80.9%ですので、公益目的を果たしているものであります。

また、公益目的事業会計の経常収益計の金額よりも、経常費用計の金額が上回る必要があります。これは、10ページの経常収益計が4,672万4,176円に対しまして、11ページの経常費用計が5,034万8,722円であり、362万4,546円上回っておりますので、条件を満たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸し館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、13ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、ごらんの金融機関に預貯金されております。特定資産の当期増加額は83万305円で、当期末残高合計は4,699万9,815円となります。

次に、14ページは固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、15ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I、資産の部では、流動資産合計316万2,547円と固定資産合計4,735万1,384円を合わせた資産合計は5,051万3,931円であります。II、負債の部では、流動負債合計224万7,151円と16ページの固定負債合計1,000万9,270円を合わせた負債合計は1,225万6,421円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,825万7,510円となります。

次に、17ページには、5月22日に実施しました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第8号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成26年度事業報告及び決算について」の説明とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 報告第8号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成26年度事業報告及び決算について」、質疑させていただきます。

ただいま課長のほうから説明がございましたけれども、資料の6ページ、平成26年度自主事業ということで13回あったということで報告がございましたけれども、この資料を拝見しますと13回のうち6回が有料のもので、7回が無料ということで、その6回の有料の事業収入を全部足しますと一番下に373万2,386円となっています。それと、10ページのほうと比較しまして、10ページの正味財産増減計算書内訳表、これの上のほうの入場料収益を見ますと372万2,986円ということで9,400円違うんですね。これは8ページの正味財産増減計算書のところも、上のほうの入場料収益、これも372万2,986円ということで、9,400円違うんですけども、この理由を教えてくださいのがまず一つと。

それから、6ページの資料を拝見していて、例えば一番上、4月20日にコンサートがありますね。これ、ロックのコンサートでありますけれども、これ、入場料が1,000円で入場者数が410人というふうになっていますね。とすると、これ、単純に掛けると、1,000掛ける410で41万になるはずなんですけれども、事業収入が39万3,100円になっているんですね。この違いをちょっと教えてくださいのが二つ目。

三つ目として、下のほうの2月8日のコンサートがございますね、これは女性歌手のコンサートでございますけれども、これが事業収入が266万3,486円ということで、それが事業費が771万9,030円ということで、これ、差し引きしますとこの1回を開催したことによって505万5,000円ぐらいの赤字なんですね、これ。この事業なんですけど、これは当初の計画どおりだったのか、その辺、ちょっと教えてくださいのしたいと思います。

その3点お願いします。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 奥田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、一つ目です。

入場料収益と資料の6ページにあります事業収入との差額についてということですが、まず、6ページの事業収入につきましては、入場料の収入、つ

まり、チケット代プラス刊行物販売収入の合計となっております。

こちらの合計が入場料収益の金額と合わない理由といたしましては、自動販売機の売捌手数料というのが9,400円、含まれているということになります。この6ページの合計の中には、自動販売機の売捌手数料が含まれているものでございます。

次に、二つ目の御質問の入場者数とチケット代金の合計が事業収益と合わない、下回っているということでございますが、催し物の内容にもよるんですが、例えば映画等でしたら、5回映画を見ていただきますと6回目は無料になるというようなサービスも行っております。

また、チケット販売を行う際にその協力店舗や施設等にお礼の意味を込めて優待券を配らせていただいているということもございます。

また、主催する事業内容については、主催者側から招待者というような形の方もみえるということで、そういった理由によりまして、この入場者数と実際のチケット販売収益の差額が出ているというところでございます。

それと、三つ目の御質問にあります2月8日に行われましたコンサートの事業収入と事業費の差額が500万円以上あるという点につきまして、計画どおりのことであったのかというものでございますが、こちらにつきましては、この演歌歌手の全国コンサートの一環として開催をしているものでございます。

そこで、当振興会といたしましても、PR活動等は従来どおりの、例えばポスターを張りましたりとか、あとは地元新聞等への宣伝を出したり、また、PRをするために自動車でのPR街宣を行ったりというようなことを行っているということでございます。また、直前には市内のカラオケ愛好会などにも直接出向いて声をかけるなど、そういうPR活動も行っているということで、これにつきましては、計画どおりずっと進めているというものでございます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 最初の1点目のところがちょっとよくわからなかったんですけども、私が聞いているのは、例えば8ページなんかですと事業収益が入場料収益と刊行物等販売収益、貸館利用料収益というふうに分かれていますでしょう。ですから、自販機等の売り上げというのは刊行物等販売収益に入ってもいいと思うんですけども、その手数料をなぜ入場料収益から減らすのか、その辺の対応がちょっとどうなっているのかなということをもう一回ちょっと教えていた

だきたいのと、それから、2点目にお聞きしました入場者数と入場料が合わないという話ですけれども、映画だと5回行ったら6回目がただになるとか、それ、市民の方は知っているのかな、それは置いておいて、さっきあったチケット販売の協力店舗とか施設なんかは優待券とかを配るという話ですけれども、それは市民の方も対象としてあるのかどうかということをちょっと重ねてお聞きしたいのと、それから、3点目にお聞きしましたこのコンサート、余りにも、500万円もこれ、赤字というのは、2月8日のやつ。入場者数も460人なんですよね、非常に少ない。これ、900人ということを見ると約半分です。その辺、これ、ちょっと事業として甘くないかなという気がするんですけども、その辺、どのように検証されているのか、もう一度教えてください。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） まず、8ページの正味財産増減計算書の中の入場料収益について、こちらとその下にあります刊行物等販売収益の合計額がこの6ページにあります自主事業の事業収入というものに該当してくるものでございます。

ただし、この中の自動販売機の売捌手数料については、自主事業のこの金額からは省いているというところで、その金額9,400円を差し引きますと、合計が合ってくるものということでございます。

それと、二つ目のまずチケットのことでございますが、こちらにつきましては、まず、映画等につきましては、そういうサービス制度があるというのは事あるたびにPRをしておりますので、今後もそういったことは努めていきたいというふうに思っております。

それと、優待券等の考え方につきましては、通常、チケットを売りさばく場所、そういう施設に対しまして、店舗等でありましたらそういう手数料をお支払いして、その何%かをお支払いするというようなやり方もあるんですが、そういう手数料を取らないところに対しましては、お礼というようなことも兼ねて優待券というものを2枚程度、1施設等について2枚程度お渡ししているということでございます。

次に、3番目のコンサートについてでございます。

こちらのほうにつきましては、毎回、その催し物等を開催するたびに、同文化振興会のほうでもその結果であったりとか、もちろんそういう次へつなげるための検討はしておるといふものでございますけれども、このコンサートにつきました

ては、あくまでもその演歌歌手の全国ツアーの一環だったということから、通常この文化会館で行っております演歌コンサート等よりは入場料が確かに高かったのかもわからないというようなところはあります。ただし、これについては、全国コンサート一律ということで指定があったものでございますので、この6,500円という入場料については、若干尾鷲の市民の皆様にとっては高かったのかなというような分析はしておるものでございますが、ただ、こうした演歌歌手等については、全国的な一般から比べるとやはり安い金額であるということで、分析結果といたしましては、そういうことが考えられるというものでございます。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） さっきの数字、まず数字の話ですけれども、今、課長が言われたように、その入場料収益と刊行物等販売収益がこの6ページの全部、本当は全部入っているんだと。そうすると390万円ぐらいになりますね、これ。8ページの入場料収益が372万、刊行物のほうが18万8,000円ということですので、391万ぐらいになりますよね。それで、6ページのほうが373万2,000円だもんで、そこから自販機の手数料を引いているということかもしれないんですけど、ちょっとその辺の表示の仕方というのはやっぱり整合性がないとだめだと思うんですよ。数字さえ合っていればいいという、差し引きが合っていればいいというものじゃなくて、もうちょっと会計上きちっと収益は収益と、手数料は手数料という形で、その辺のことをやるべきじゃないかなと思いますので、ぜひその辺のところを、これ、わかりにくいですよ、今の説明を聞いても。ぜひ、ちょっと御検討いただきたいと思います。

それと、チケットを販売してくれるところに2枚の優待券を出しているという、それはちょっと僕も知らなかったですけれども、それが市民の方は、これ、お金を払って行くわけですよ。一番最初のも1,000円でしょう、行くわけで、幾らチケットさばいてくれたって、さばいてくれと言ったら僕だって幾らでもさばきますよ、そりゃ。それを2枚ももらって、その辺が市民の方々が不平等感はないのかなという気はするんですけど、その辺いかがかなというのをちょっと課長にお聞きしたいんですが、そういう不平等感があると言うんやったら、ぜひ今後気をつけてほしいなという気もするんですけど、いたし方ないのかな、この辺。

ちょっとその辺をちょっと御答弁いただきたいのと、それから、最後の三つ目の女性歌手のやつ、これ、やっぱりもうちょっとこれやるんだったら、赤字幅を

できるだけプラスに、収益を上げよとは言いませんけれども、できるだけ赤字を減らすような形で僕はやるべきじゃないかなと思うんですよ。

というのは、1年前の25年度を見ますと、25年度は歌手を2人呼んでいるんですよね。2人呼んでいても、赤字が430万なんですわ。結構来ているんですね、1人の方は626人も来ていて、収益が300万上げています。もう一人の方は886人来ていて530万収益を上げておるんですよね。

ですから、この辺のところを、せっかくこれ、2月8日に来られた方、大御所というか紅白歌合戦も出ているような方です。それが460人しか来なかったというのは非常に寂しい話でございまして、去年なんか、今課長、入場料が6,500円で高かったと言いながら、25年度を見ますと男性歌手ですけど、前売り6,300円、当日6,800円ですよ。それででも886人、ほぼ満席になっておるんですね。ですから、この辺のやっぱり1事業で500万円以上の赤字というのは、1回やっただけでね、これ、大きいですよ、やっぱりね。

やっぱりこういうのは僕は極力、今、財政が厳しい状況の中でやるべきじゃないという気が、ちょっとその辺一般質問になってしまいますのであれですが、こういうのをぜひ考えてほしいなと思うんですけれども、その辺のところをもう一度御答弁いただけますか。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） まず、6ページの資料のあり方等につきましては、また、今後検討させていただきたいというふうに思います。

それと、二つ目の公益財団法人としての、例えばそういうチケットの売りさばきに関する事というものは、通常チケットはそういう手数料をもってやりとりをするものだということで、いかに公益財団であったとしても法人を持つ法人といたしましては、そういったチケット売りさばきに対する手数料というのは見ていくべきであるということは私自身としては判断をしております。

それと、3番目の確かに赤字を減らしていくということ、こちらは非常に大事なことであるというふうに思っておりますが、人選等につきましては、これは理事会等でも幾つかプロモーターのほうからのリストをいただく中で、より条件のいい、それは開催する日にちであったりとか、金額であったり、内容であったりという、より条件のいいところを理事会でも吟味をしながら、もちろん入場者数がたくさん入るような方を呼ぶと言うことには努めているということでございまして、今回のこの件につきましては、演歌界でも3本の指に入るほどの知名度の

方でございますので、こちらについてもこうした金額で呼べるということに関しては、条件としては決して悪い条件ではなかったと。しかも、開催日も日曜日ということもありまして、悪い条件ではなかったというふうには思っているんですが、結果、こういう形になったのは本当に難しいことでもあります。ただ、検討体制といたしましては、理事会等でもこういったことは吟味をしているということでございます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 最後にしますけれども、ぜひ、最初に質疑した件ですけれども、ぜひその辺ちょっと整合性をとるようにきちっと精査してください、ぜひお願いします。

二つ目ですけれども、やっぱり不公平感がないような形で、同じ市民の方で優待券をもらった人ともらっていない人がいるというのはちょっとおかしいと思うので。その辺ちゃんと説明がつくように、ぜひ今後していただきたいなと思うんですけど、それと、最後の件なんですけど、これ、去年の、25年度のを見ても、さっき言ったように1人の人は886人も入っていて、もう一人の人でも626人入っているんですよ。

今回、こういう結構有名な歌手であり、今、課長が言ったように日曜日にやったと言いながら、460人しか集客できていないというのは、それも高い事業費をかけてですよ。もっと文化振興会と市役所でも連携を強めて、もっと市民の方々に宣伝して、できるだけ今後こういう事業をやる場合は集まってもらうような努力をぜひしてほしいと思いますけど、よろしくをお願いします。

議長（村田幸隆議員） 答弁はいいんですか。できますか？

生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 御指摘のありましたとおり、今後とも文化振興会とは情報交換をしながら、尾鷲市の文化振興という観点からしっかりと便宜をとらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元に会期日程表のとおり、あす9月2日から6日までを休会といたし、7日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

[散会 午後 2時17分]